

対馬海区漁場計画の変更(素案)

【変更内容】

(1)新たに対区計第4505号を追加する。

1 漁業権に関する事項 ※共同漁業、定置漁業及び以下を除く区画漁業については令和5年12月19日付け長崎県告示第735号により公示した内容と変更ないため省略する。

※基点、点の緯度経度の値については内容確認中であり、値を修正する可能性があります。  
 ※条件については公益協議を実施しているところであり、公益上の支障により条件が付される可能性があります。

【追加】

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第4505号	長崎県 対馬市 豊玉町 曾 夷鼻 地先	次の1、イ、ロ、3の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町曾ホドキ南標識 (北緯34度25分34秒, 東経129度21分57秒) 2 同市同町曾観音崎標識 (北緯34度25分42秒, 東経129度22分8秒) 3 同市同町曾夷鼻標識 (北緯34度25分27秒, 東経129度22分3秒) 4 同市同町曾観音崎南側標識 (北緯34度25分33秒, 東経129度22分10秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から40メートルのところ ロ 3と4を結ぶ直線上3から50メートルのところ	第1種 あこや貝垂下 式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鐘川 位ノ端 横浦	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	新規	

2 保全沿岸漁場に関する事項

※令和5年12月19日付け長崎県告示第735号により公示した内容と変更ないため省略する。